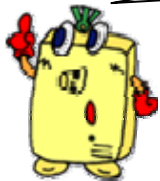


火災から大切な生命を守るため 住宅用火災警報器の 設置が義務づけられました。

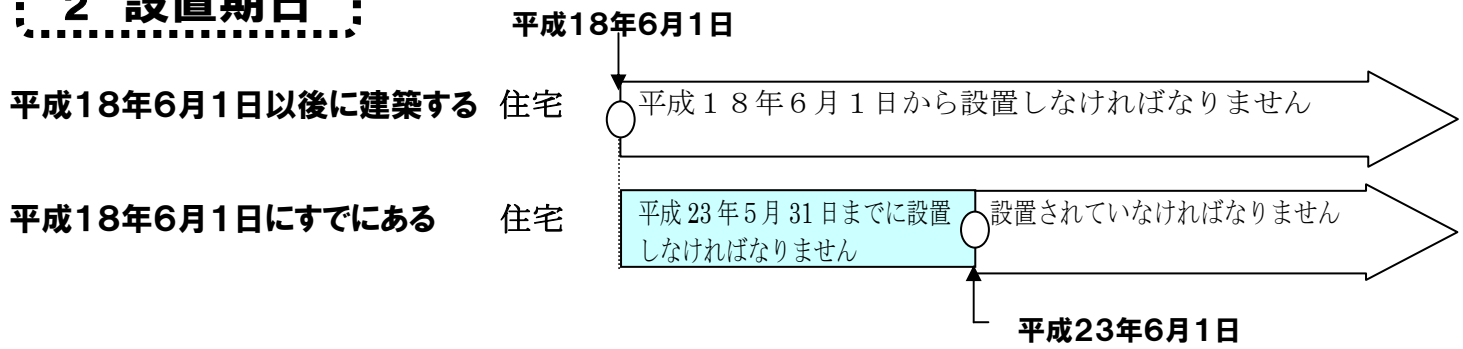


火災の発生をいち早く知る、人命を守るためすべての住宅に『住宅用火災警報器』の設置が全国一律に義務づけられました。

1 対象となる住宅

- 戸建住宅
- 併用住宅(住宅部分が対象となります。)
- 共同(アパートなど)住宅(共用部分を除き対象となります。)

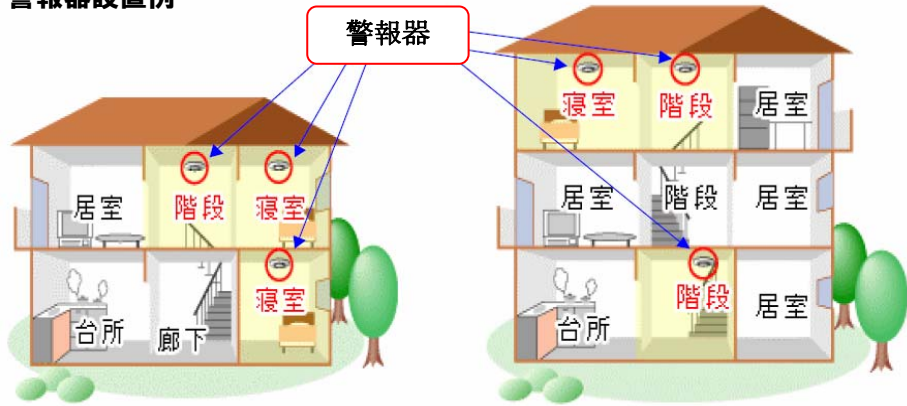
2 設置期日



3 設置場所

- 寝室に設置します。
- 寝室が2階以上の場合は、階段にも設置します。
- 寝室が3階以上の場合は、寝室のある階の階段から2階下がった階段にも設置します。
- 7㎡(四畳半)以上の居室が5以上ある階には、廊下にも設置します。

警報器設置例



4 設置位置

〈天井の場合〉

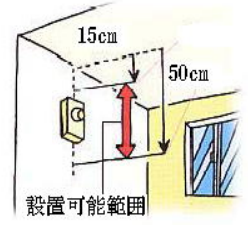
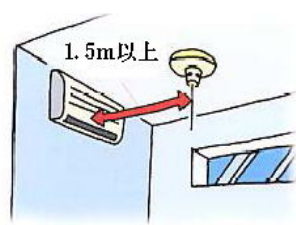
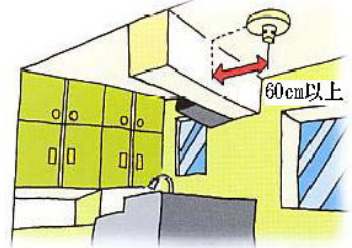
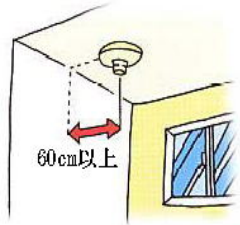
壁から60cm以上離します。

はりのある場合も60cm以上離します。

換気扇やエアコンからは1.5m以上離します。

〈壁の場合〉

天井から15~50cm以内に取り付けます。



5 警報器の販売店

警報器の販売は、一般的に防災用品店、ホームセンター、家電販売店、ガス事業者などで取扱っております。

警報器の種類としては、光電式(寝室、階段)とイオン化式(廊下)の2種類があり、取り付けは個人でも行なうことができます。

建築設計事務所、工務店、大工、家電販売店などにご相談ください。



○推奨品(NSマーク)

日本の法令に適合した、日本消防検定協会の「NSマーク」の付いた商品を選びましょう。

価格は機器のタイプにもよりますが、5,000円～10,000円程度です。

6 悪質訪問販売にご注意！

だまされないためには…！



- 消火器の悪質販売が多発しております。これからは、住宅用火災警報器の悪質販売業者の戸別訪問が多く予想されますので、一人で急いで購入しないで、家族やお隣の人に相談しましょう。
- 消防署から来ましたという言葉にはご用心！消防署、消防団では、住宅用火災警報器を販売することはありません。
- あやしいと思ったら勇気をもってはっきり断りましょう。

※なお、機器の購入、設置などについて不明な点がございましたら下記にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

加茂市・田上町消防衛生組合
加茂地域消防署 TEL 52-1770
田上出張所 TEL 57-5300